

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和6年5月13日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	宮	池	明
同	内	藤	智司

奈 監 第 12 号
令和6年5月9日

請求人

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	宮	池	明
同	内	藤	智司

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和6年3月12日付けで提出のあった、奈良市職員措置請求（受付番号102号。以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

住民監査請求ができるのは、法第242条第1項に規定する違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実であるところ、本請求書に記載されている請求の要旨のうち、住民監査請求ができる事項に該当する部分の要旨について、次のとおりと解した。

奈良市職員措置請求書

1. 請求の要旨

令和5年9月6日に提出した住民監査請求の結果通知に公印を押印せずに郵送した後に、公印を押印した結果通知を持参したため、無駄になってしまった当該郵便代金を監査委員事務局長及び関与した職員に支払わせるよう請求する。

あわせて、過去にもこのような郵便代金が無駄となった事例があれば監査し、当該職員に支払わせるよう請求する。

2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件は監査委員事務局自体の体制及び対応についての監査請求であるので、外部の方の検証を求める。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、令和6年3月27日に要件審査を行った結果、法第242条第1項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

なお、要件審査を行った監査委員のうち、非常勤の識見監査委員は令和6年3月31日付けで退任し、同年4月1日付けで現委員が就任している。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和5年9月6日に提出のあった住民監査請求を受け、同年11月8日に郵送した、公印のない監査結果通知（以下「本件通知」という。）に要した郵便代金が、違法又は不当な公金の支出であったか否かに加え、郵便代金の切手貼付額に違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否か、公印付き結果通知（以下「再通知」という。）において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かについても監査対象事項とした。

あわせて、過去における郵送事務において、住民監査請求をすることができる、財務会計上の行為のあった日から1年を経過していない事例に限り、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かについて監査対象事項とした。

2 監査対象部局

監査委員事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年4月18日に新たな証拠の提出を受け、陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

令和6年4月18日に監査委員事務局長及び同局主幹に対し、陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 認定事実

(1) 本件住民監査請求に係る主な経緯について

	日 付	内 容
①	令和5年11月8日	本件通知を郵送

②	令和5年11月9日	本件通知に公印がないことに気付いたため、請求人に対し、その事実と改めて再通知を送付する旨を伝えた。
③	令和5年11月10日	当日に定期監査があった出先機関から請求人宅まで徒歩で再通知を持参した。

(2) 住民監査請求における受理通知、結果通知等の各種通知の送付方法については、原則郵送にて施行されている。このうち結果通知に係る郵便については、結果公表（告示）を行うに当たり、請求人に到達したことを確認する必要があることから簡易書留を利用している。また、必要に応じ速達を利用している。

(3) 本件通知に係る郵便代金については、本件通知が結果通知であることから簡易書留（84円＋350円）を利用し、速達260円を加え694円となった。

(4) 過去1年分の郵送事例は15件であった。

3 監査委員の判断

請求人は、住民監査請求の結果通知に公印を押印せずに郵送した後に、公印を押印した結果通知を持参したのであるから郵便代金が無駄になってしまったと主張しているので、このことについて判断する。

本件通知は公印がない文書となったものの、たとえ公印がなくとも、監査結果に何ら影響を与えるものではなく有効なものであると考える。また、過去に複数の裁判事例において、公印がないことにより文書自体が無効となるものではなく有効なものと判示されていることから本件通知が有効なものであると判断することができる。加えて、文書の体裁に関係なく監査結果を請求人に通知するという所期の目的は達成されていることから、本件通知に要した郵便代金自体が違法又は不当な公金の支出に当たらないことは明らかである。

本件通知に要した郵便代金の切手貼付額については、郵送事務における裁量の範囲内の額面であり、違法又は不当な公金の支出に当たる点はなかった。

再通知については、定期監査の用務で出先機関に赴き、請求人宅まで徒歩で持参したものであり、このことに関して違法又は不当な公金の支出に当たる点はなかったと判断する。

また、過去1年分の郵送事務については、全15件を確認したところ、いずれも状況に応じて適切に事務処理されており、違法又は不当な公金の支出に当たる点はなかった。

以上のように、本件通知、再通知のほか、過去1年分の郵送事務について違法又は不当な公金の支出に当たる点は見受けられなかった。

よって、本件住民監査請求には理由がないため、主文のとおり決定する。

第4 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、本件は監査委員事務局自体の体制及び対応についての監査請求であることから本件住民監査請求について外部の方の検証を求めたいとし、個別外部監査契約に基づく監査を求めているので、これについて判断する。

監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して監査を行う義務があり、請求人の主張する理由を

もって本件住民監査請求の監査が公正に行えないと認めることはできないため、個別外部監査契約に基づく監査を行わないものと決定した。